

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年2月14日
【会社名】	株式会社ナガオカ
【英訳名】	NAGAOKA INTERNATIONAL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅津 泰久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府貝塚市二色南町2番12号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って います。) 大阪府泉大津市なぎさ町6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年9月29日に提出いたしました第11期（自平成26年7月1日至平成27年6月30日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、社内調査により、過年度の会計基準の適用に誤りがあることが判明し、過年度の決算を修正するとともに、平成30年2月14日に、平成27年6月期から平成29年6月期までの有価証券報告書及び平成28年6月期第1四半期から平成30年6月期第1四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出しました。

当社は、工事案件の収益認識において、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」に従い、原則として、成果の確実性の要件を満たす場合には工事進行基準を適用し、成果の確実性の要件を満たさない場合には工事完成基準を適用することとなっております。過年度の会計処理を訂正することとなった要因は、成果の確実性に疑義を呈する事実を認識している工事案件について、工事完成基準を適用せずに工事進行基準を適用したことにあります。

これは、担当者による会計基準の理解が不十分であったこと及び管理部門によるチェック体制が不十分であったことによるものであり、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な不備に該当すると判断しました。

当事業年度の期末日までに上記の重要な不備が是正されていない理由は、訂正事項の発覚が当事業年度の期末日以降であったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

コンプライアンス意識の徹底

会計基準に関する理解の浸透

営業部門と管理部門との関係の適正化

内部通報窓口の活用